議案第56号　宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
資料3　住宅ローン控除の控除期間

総務常任委員会資料
企画経営部　市税収納室

1 【改正前】 控除期間は最長10年間

① R1に居住の用に供した場合

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度

② R2に居住の用に供した場合

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度

③ R3に居住の用に供した場合

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度

最終年度

2 【改正後】 控除期間は最長13年間（10年間＋消費税対策3年間）

① R1.1.1からR1.9.30までに居住の用に供した場合

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度

①【消費税対策】 R1.10.1からR1.12.31までに居住の用に供した場合

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度

②【消費税対策】 R2に居住の用に供した場合

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度

最終年度

③ R3に居住の用に供した場合

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度

※消費税対策の対象が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合とされているため、令和3年に居住の用に供した場合は3年間の延長がない。よって控除期間の最終年度は令和2年に居住の用に供した場合の令和15年度となる。